

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、平成31年3月11日付平企財収第187号により小平市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成31年3月18日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 永 田 政 弘

定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

平成30年12月17日付平監発第27号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

記

定期監査結果等

1 契約事務について

《指摘事項①》

主管課における物品供給契約、修繕契約又は業務委託契約で、請書に環境により良い自動車利用に関する特記仕様書のないもの（子育て支援課、保育課、保育指導担当課長）

【措置等①】

契約事務の適正な執行のため、決裁時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」、「契約事務の最終チェックシート」を添付し、必要な書類に不備がないよう確認を徹底する。

《指摘事項②》

主管課及び契約検査課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータ提供に関する覚書の締結を行っていないもの（家庭支援担当課長、保育課）

【措置等②】

契約事務の適正な執行のため、決裁時に「契約事務を適正に進めるためのチェックリスト」、「契約事務の最終確認チェックシート」の添付を徹底し、契約書作成時に必要な書類に不備がないよう再確認する。

2 賃金支給事務について

《指摘事項①》

賃金の支給において、勤務時間の算定誤りによる未払い又は過払いがあるもの（子育て支援課、保育指導担当課長）

【措置等①】

タイムカード等の確認を確実に行うとともに、勤務時間の計算において、複数職員によるチェック、決裁時の確認を確実にし、未払い・過払いを生じないように徹底する。

3 備品管理事務について

《指摘事項①》

登録備品について、所在が確認できないもの（子育て支援課）

【措置等①】

指摘された備品については、速やかに廃棄の手続きを行った。今後は、登録備品の確認を確実にを行うとともに、管理については、「備品管理の手引き」を活用し、確実にを行う。

以上